

毎年この季節になると真新しいスイーツに身を包んだ新入社員の姿を見かける。社会人となる喜びも苦労もこれから学ぶことになる。新入社員研修といえば、ビジネスマナーを思い浮かべることが多いが、コンプライアンス教育の必要性について注目してほしい。

コンプライアンスとは「法令順守」を意味するが、モラルや一般常識も含まれ、範囲は広い。対象となる分野も、企業経営という大きなものから商品やサービスの品質や表示、消費者との契約という身近なものまでさまざまである。ビジネスマナー違反と比べて、コンプライアンス違反は企業に与えるダメージが大きい。企業不祥

消費者法務コンサルタント

赤松 靖生

見る思ふ



若者に必要な法令順守の教育

事が相次いで報道されているように、企業の存続に関わるものも少なくない。企業不祥事を未然に防止するために、新入社員の段階から、いち早くコンプライアンス教育を徹底することが重要である。

しかし、社会人になつたばかりの若者に対して、コンプライアン

スを理解してもらいたいとは、言葉自体を知らないこともあるなど難しい側面もある。

消費者との契約といづれ分野において、「消費者教育」と「コンプライアンス教育」を融合させた研修を実施している。成果をあげて

單純ではあるが、商品やサービスを購入する「消費者の立場」か

業者の立場」へと、全く反対の立場に変わることを考え方が基本と

なる。消費者と事業者の間には情

報力や交渉力の格差があり、法律

的にも責任の度合いが大きく異な

ることを具体的に知ることで、身

近な問題として理解が進む。「消

日曜オピニオン

消費者教育

では、契約の仕組み▽

契約トラブルへの対応方法▽未成

年者契約の取り消し▽クーリング

オフ制度▽賠償商法▽などを具体

的な事例とともに紹介する。いつ

自分自身がトラブルに巻き込まれ

てもおかしくないことを実感して

もらい、自立した消費者として能

力の向上を目指す。

契約の重要な性質を理解した次のス

テップとして、消費者と向き合う

事業者の立場に変わる。事業者と

して契約のルールを理解していく

こと、その取り消しや損害賠償請

求、行政処分など、企業の売り上

げや信用に影響を与える事態にも

発展しかねない。

このように、単なる消費者教育

にとどまらず、事業者という反対

の立場にまで踏み込むことで、コ

ンプライアンスを自分自身のこと

として理解することができる。

社会生活のルールを規定してい

る民法では20歳になると契約責

任が生じる。契約の知識が少ない若

者は、賠償商法のターゲットにな

りやすい。消費者の被害を救済す

る法律や消費者生活センターの支援

があることを知つてほしい。また、

企業研修の一つとして、人材育成

のための消費者教育の積極的な活

用を期待している。

あがまつ・やすなり 1966年大阪府生まれ。神戸大学大学院修了。元神戸市職員。事業者向け消費者法務が専門。一般社団法人はつまごーチング協会代表理事。兵庫大学エクスカーション・カレッジ講師。明石市在住。

用を期待している。